

重要事項説明書（つばさ保育園）

長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 27 年 4 月第 39 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり説明します。

1 施設の概要

(1) 設置者

名称	社会福祉法人おおぞら
住所	長崎市宿町 150 番地 1
電話番号	電話 095-839-0283 FAX 095-839-0017
代表者	赤瀬憲市

(2) 施設

名称	つばさ保育園			
住所	長崎市宿町 150 番 1			
電話番号	電話 095-839-0283 FAX 095-839-0017			
施設長	毛谷村裕子			
対象児童	子ども・子育て支援法の定めるところにより 2 号・3 号認定を受けた児童			
定員	2 号認定 75 人 3 号認定 0 歳児 25 人、1・2 歳児 50 人			
開設年月日	平成 18 年 2 月 1 日			
敷地	敷地全体	20679 m ²		
	園庭	15974 m ²		
園舎	構造	鉄骨造		
	延べ面積	1291.34 m ²		
	保育室等	乳児室	0 歳児	70.20 m ²
		ほふく室	1 歳児	109.80 m ²
		保育室	2 歳児	84.00 m ²
			3 歳児	84.00 m ²
4 歳児			96.00 m ²	
	5 歳児	96.00 m ²		
その他	多目的ホール、2F ホール、医務室 便所、調理室、事務室			

2 保育理念

1. 明るく素直なこども
2. よく見、よく聞き、よく考えるこども
3. 愛情豊かなこども
4. 自分らしく、逞しいこども

乳幼児期は、人間にとって人生のはじまりの時期、人生の土台を作る重要な時期です。まさに、根っこをはりめぐらせる時期なのです。土台や根っこがしっかりしていなければ、大きく育つことができません。生活のリズムをつくる事、食べること、遊ぶ事を大切に、一人ひとりの魂に響く保育を目指します。

3 職員の配置状況

職種	人数	正規職員	非正規	備考
所長	1	1		
保育士	30	7	23	(内常勤専従者 12)
用務員	1		1	

【勤務体制】

職種	勤務時間帯
園長	勤務時間帯 8:30 ~ 17:30
保育士	勤務時間帯 A 7:00 ~ 16:00
	B 7:30 ~ 16:30
	C 8:00 ~ 17:00
	D 8:30 ~ 17:30
	E 9:00 ~ 18:00
	F 9:30 ~ 18:30
	G 10:00 ~ 19:00 (以降時間外勤務)
庁務員	勤務時間帯 10:00 ~ 18:00

※給食（献立作成・食育）については栄養士を2名、調理員3名を配置しています。

4 開所時間等

(1) 開所時間等

月曜日から土曜日

開所時間 7時～20時

保育標準時間帯 7時～18時

保育短時間帯 8時30分～16時30分

※各時間帯を超えて、開所時間内のお預かりは延長保育となります。

開所時間を越えるお預かりはできませんので、ご了承ください。

(2) 休業日

① 国民の祝日に関する法律に規定する休日

② 日曜日

③ 年末年始 12月29日から12月31日まで
1月2日から1月3日まで

5 利用料金及び納付方法

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

入所児童の「認定区分（2号又は3号）」、「年齢」、「保護者（父母等）の市町村民税額」に基づいて算定します。

保育料は当園にて徴収します。（長崎市より公金受託指定を受けています）

(2) 保育標準時間認定に係る延長保育料

18時から30分ごとに100円

18時30分以降は全園児に対しておやつ提供あり（1回50円）

(3) 保育短時間認定に係る時間外保育料

7時から30分ごとに100円

16時30分から30分ごとに100円

18時30分以降はおやつ提供あり（1回50円）

(4) 認定区分2号の児童は、保育料に主食代（ご飯・パン等）が含まれていない

ため、1食につき50円の主食代を徴収

※(2)(3)(4)の費用は月末の翌月10日までの支払とし
雑費徴収袋への押印をもって領収とする

(5) その他実費に係る利用者負担等

上記に掲げる保育料のほか、次に掲げる費用を実費負担していただきます。

- ・保険（スポーツ振興）
- ・行事に係る費用
- ・月間絵本代（1歳児から5歳児）

随時、保育園長が指定しますので、保育園へ現金にてお支払いください。

※保育料及びその他の負担金は、直接職員にお渡しください。

6 利用の終了について

以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- ① 利用児童が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

7 嘱託医等

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関名	みやそえ小児科
院長名	宮副初司
所在地	長崎市矢上町 28-31
電話番号	095-832-0050

(2) 歯科

医療機関名	たかかぜ歯科
院長名	高風裕一
所在地	長崎市矢上町 47-8
電話番号	095-839-3332

8 緊急時の対応

お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合は、保護者の指定（家庭生活調書に記載）する医療機関及び緊急連絡先へ速やかに連絡を行います。

なお、緊急連絡先等へ連絡がつかなかった場合は、当保育園の囑託医に受診することがあります。

9 要望・苦情等に関する相談窓口

次のとおり、要望・苦情に係る窓口を設置しています。

当園における 相談窓口	受付担当者	前原祐子
	利用時間	9:00~18:00
	電話番号	095-839-0283
	FAX	095-839-0017
第三者委員	岩永城児	電話番号 095-846-5561
	久保田仲裁	電話番号 095-838-3232
	山崎純男	電話番号 095-839-3631

※窓口のほかに、園内に要望・苦情に係る「意見箱」を設置しております。

10 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応します
防災設備	・自動火災報知機 有 ・屋外避難階段 有
	・ガス漏れ報知器 有 ・
	・非常警報装置 有
避難・消火訓練	毎月1回
不審者訓練	年1回以上

11 利用者に対する保険等

保険の種類	日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」
保険の内容	施設の管理下での災害に対する給付
保険金額	350円（年額）うち保護者負担金 215円

12 その他の留意事項

- (1) 児童の保育園での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳（てつなぎ）を活用します。体温・食事・排便状況など児童の様子は、保育園側はもちろんですが、保護者も家庭での様子をできるだけ詳細に記入するようにしてください。
- (2) 保育園が開催する行事（親子遠足・保護者会・クラス会等）には、必ず参加するよう心がけてください。
- (3) 登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください
熱が38.0度以上ある場合は、登園を控えてください。

園で発熱した場合はご連絡します。

- (4) 感染症（別紙参照）にかかった場合は、登園停止期間を経過してから登園してください。登園時には医師の登園許可書が必要となります。
- (5) 投薬については医療行為に当たるため原則行いません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき行うことができます。
「投薬依頼書」に内容を記入して、薬と一緒に職員に直接お渡しください。
- (6) 当園の保育方針に基づいて行われる子どもの活動上、保育園側が求める適切な服装（髪型等）の改善にご協力ください。
- (7) 送迎及び駐車場内での事故やトラブルについては、保育園側は一切責任を負いません。保護者の責任の下、行ってください。
- (8) 保護者から知り得た個人情報に関しては、職員間の情報共有・支援などに使用し、第三者に漏らしたり提供したりすることはありません。
保護者も保育園で知り得た情報を、安易に第三者に漏らしたり提供したりすることのないようご注意ください。

当園における保育の提供を開始する当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育所名 つばさ保育園

説明者職名 園長 毛谷村裕子

私は、本書面に基づいてつばさ保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

平成 年 月 日

児童氏名

保護者住所

保護者氏名

印

児童から見た続柄